

1. 基本方針

- 利用者の尊厳を守り、虐待・不適切な身体拘束を行わない
- 法令・条例を遵守し、安心できる生活環境を提供する
- 職員一人ひとりが防止意識を持ち、組織的に取り組む

2. 虐待の種類と例

- 身体的虐待：暴力、体罰、不要な身体拘束
- 性的虐待：不適切な接触や強要、わいせつ行為
- 心理的虐待：怒鳴る、侮辱、無視、いやがらせ
- ネグレクト：食事や排泄介助の放置、生活環境の不適切な保持
- 経済的虐待：本人同意のない金銭使用

3. 身体拘束の基本原則

- 原則禁止
- やむを得ず行う場合は以下の3要件すべてを満たす
 - ①切迫性（生命・身体の危険）
 - ②非代替性（他に方法がない）
 - ③一時性（一時的であること）
- 実施は組織的に判断し、記録・報告・同意を必ず行う

4. 組織体制

- 虐待防止委員会：年1回以上開催、事例分析・研修企画・労働環境改善
- 身体拘束等適正化委員会：現状把握・検討・解除の協議（虐待防止委員会と併催可）
- 担当者：管理者が統括

5. 職員研修

- 虐待防止・身体拘束廃止に関する研修を年1回以上実施
- 新規採用時にも必ず実施
- 受講内容は記録・共有

6. 通報・報告体制

- 虐待を発見した職員は速やかに管理者・担当者へ報告
- 必要に応じて市町村の虐待通報窓口へ通報
- 通報者への不利益取り扱い禁止

【川崎市虐待通報窓口】044-200-0193（24時間 365日）

7. 発生時の対応

- 速やかに通報・記録
- 委員会で原因分析と再発防止策検討
- 行政の調査に協力し、改善を実施
- 再発防止策を職員に周知徹底

8. 情報公開

- 本指針は事業所内に掲示し、利用者・家族が閲覧可能
- 外部研修参加や行政通知に基づき、継続的に改善